

結婚サポートセンター 北海道コンカツ情報コンシェル
イベント情報等掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「結婚サポートセンター 北海道コンカツ情報コンシェル」（以下「センター」という。）が運営するウェブサイト（<https://www.hokkaido-kic.com/>）（以下単に「ウェブサイト」という。）へセンター以外の他の団体が主催する様々なイベント情報等を掲載する場合の基準及び手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 ウェブサイトに掲載するイベント情報等は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 結婚を希望する道民を対象に出会いの場を提供するイベント
- (2) 結婚を希望する道民及びその家族等を対象とした相談会及びセミナー
- (3) 結婚を希望する道民を対象とした自己のスキルアップや結婚を含むライフプランを考える講座
- (4) その他、道内の結婚機運の醸成につながると判断される取組

(申請団体の条件)

第3条 前条のイベント情報等の掲載を申請できる団体は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 結婚相談、見合い又は結婚の斡旋等の業務を主たる業務とする営利団体（官公庁から後援名義の使用の承認を受けている、又は補助金等の交付決定を受けているイベント情報等を除く。）
- (2) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体
- (3) 風俗営業等を営む団体
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体
- (5) その他センターが適当でないと認める団体

(申請手続等)

第4条 イベント情報等の掲載を希望する団体は、別紙第1号様式に必要事項を記入の上、申請手続を行うものとする。

- 2 センターは、申請内容を確認の上、イベント情報等の掲載の可否を申請団体へ連絡する。
- 3 イベント情報等の掲載内容に変更が生じた場合、申請団体は、別紙第2号様式により、速やかにセンターへ変更内容を届け出なければならない。
- 4 イベント等の開催に当たっては、申請団体は次の点に留意しなければならない。
 - (1) イベント等は、申請団体の責任の下、実施することを明確にし、センター及びセンター運営を委託する北海道が主催するイベント等と混同するような表現や案内は行わないこと（「北海道コンカツ情報コンシェル公認イベント」や「北海道公認イベント」等の表現等を用いることは、一切認めない）。
 - (2) イベント等の実施に際し、個人情報を取り扱う場合は、当該個人情報を厳重に管理するとともに、本人の承諾を得ずに第三者に提供したり、他の目的に利用したりしないこと。また、参加者間の個人情報の交換については、個人の責任において実施する

ことを明確にすること。

- (3) 結婚が個人の自由な選択によるものであること理解し、特定の価値観を押しつけない、過度にプレッシャーを与えたりすることのないよう、配慮すること。また、男女の性別を殊更強調したイベント等とならないよう配慮するほか、個人のプライバシーや尊厳等に十分に配慮すること。
 - (4) イベント等の参加者から費用を徴収する場合は、社会通念上、著しく高額とならないよう配慮すること。また、飲食の有無や飲食代金が参加費用に含まれているかなど、参加条件を明確にし、参加者の認識と齟齬がないよう配慮すること。
 - (5) 特定の商品やサービスの販売及び営業、その他宗教又は政治的な活動等を行うことを目的として、イベント等を開催しないこと。また、参加者間においても、類似の行為を禁止し、参加者がイベント等に安心して参加できる環境づくりに努めること。
 - (6) イベント等の運営にあたっては、施設及び設備等の安全性や環境の確保に努めるとともに、各種法令及び公序良俗に反する内容が含まれていないか、予め確認すること。また、暴力行為、迷惑行為及びその他社会通念上非難を受ける行為を伴う恐れがない内容であることを予め確認すること。
 - (7) イベント等の運営に関し、参加者からクレーム等があった場合、申請団体は、真摯に責任と誠意を持ってこれに対応すること。また、参加者間のトラブルについては、当事者間で解決することを前提として、犯罪行為（ストーカーや詐欺行為など）を引き起こすおそれがあると認められる場合には、必要に応じて警察等へ相談するなど、参加者の安全の確保が図られるよう、申請団体において適切に対処すること。
- 5 前項の留意事項を満たさない団体及び団体が主催するイベント等については、掲載許可を取り消すほか、以後の掲載を認めないので留意すること。

(免責事項)

第5条 センターは、ウェブサイトに掲載されたイベント等において発生するいかなる事故、トラブル等及び発生した損害について、一切の責任を負わない。また、ウェブサイトに掲載されたイベント等に関して、申請団体が第三者に損害を与えた場合、申請団体は自己の責任と負担のもと、真摯にこれを解決し、センターに一切の損害を与えないものとする。

- 2 本要領は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があり、これに伴い申請団体に不利益が生じた場合であっても、センターは一切の責任を負わない。

(その他)

第6条 申請団体は、センターが主催するイベントやフォーラム、その他事業への広報等について、必要な協力を行うものとする。

附則

この要領は、令和5年6月16日から施行する